

## 議第104号

### 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例および滋賀県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年 6月24日

滋賀県知事 三日月 大 造

---

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例および滋賀県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第3項第1号中「100分の70」を「100分の59」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の41」に改め、同項第3号中「100分の30」を「100分の25」に改め、同項第4号中「100分の25」を「100分の21」に改める。

別表1中「1,320,000」を「1,250,000」に、「1,040,000」を「980,000」に、「880,000円」を「830,000円」に、「1,150,000円」を「1,090,000円」に、「650,000」を「620,000」に改める。

第2条 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の2第3項第4号中「100分の30」を「100分の25」に改める。

別表1中「880,000円」を「830,000円」に改める。

(滋賀県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 滋賀県教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和24年滋賀県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条中「880,000円」を「830,000円」に改める。

第5条第3項中「100分の30」を「100分の25」に改める。

付 則

この条例は、平成27年8月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(平成27年滋賀県条例第10号)の施行の日から施行する。